

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 鳥取県酪農近代化計画

## 告 示

### 鳥取県告示第百三十号

酪農振興法（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条の三第一項の規定に基づき、昭和六十五年度を目標年度とする酪農近代化計画を次のとおり定めたので、同条第四項の規定により公表する。

昭和五十七年二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥 取 県 酪 農 近 代 化 計 画

#### 1 基本構想

本県の酪農は、昭和30年代から急速な発展を遂げ昭和46年には乳牛頭数15,400頭に達したが昭和48年の石油危機による経営の低迷から昭和51年には11,900頭に減少した。その後酪農生産諸条件の好転により昭和55年には13,450頭にまで回復した。酪農家戸数は、昭和38年の6,420戸を最高として減少し続けており昭和55年には1,270戸となったが、脱落農家は5頭未満飼育農家が大部分である。

昭和54年における農業粗生産額は104,127百万円で、畜産30.6%、米29.1%、果実15.3%野菜14.4%、その他10.3%となっており、このうち乳用牛の粗生産額は5,963百万円で全体の5.7%、畜産の18.5%を占めているが乳用雄子牛の活用、乳雌肉販牛の内利用等とあわせて酪農は畜産の主要な部門を占めている。

昭和55年度に策定された第4次鳥取県総合開発計画では昭和65年度目標で伸長が期待されているのは、畜産、果樹、野菜等で畜産は38.5%と第1位を占め本県農業の重要な柱となるものと見込まれている。

今後、本県の酪農は、「国の農産物需要の長期見通し」にあるように牛乳・乳製品消費の増に支えられ京阪神地域への牛乳供給基地としての役割が更に強まり、その重要性は益々増大するものと見込まれるが近年における生乳の需給緩和基調ならびに粗飼料生産基盤確保の困難性、濃厚飼料価格の高騰あるいは酪農労働の年間に亘る拘束性等厳しいものがあり、生乳生産の飛躍的増加は見込まれないが、零細規模な酪農家の離脱が従来よりやや低くなることが予想され中規模農家層の増加あるいは規模拡大の進展

により緩やかではあるが乳牛飼養頭数は増加するものと見込まれる。

酪農の近代化を進める方向としては、高度な技術と装備を有し、高い生産性のもとで収益性が高く、環境汚染問題を起さない安定的な経営を育成するとともに他の農業経営と有機的結びつきをもった酪農経営を育成することには、酪農近代化基本方針を基調とした近代的酪農経営方式の指標にそつて酪農経営の合理化を図るとともに、粗飼料自給率向上のための未利用地の開発、水田利用再編対策による飼料作物の作付増加ならびに水田裏作の積極的活用と生産粗飼料の地域内流通及び機械力導入による土地生産性及び労働生産性の向上に努めるものとする。

また、公共育成牧場の効率的利用により育成部門の負担軽減ならびに優良な後継牛の育成を図るとともに種畜改良を積極的に推進し1頭当たり産乳量の増加に努めることとする。

さらに、集送乳及び乳業の合理化等流通機構の近代化を進め酪農の健全な発達を図る。

II 生乳の生産数量の目標

区域名	区域の範囲	現 (53年)				目標 (65年)				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	
東 部	鳥取市・岩美郡 気高郡・八頭郡	2,760	1,990	1,750	5,073	3,200	2,300	2,020	5,300	
中 部	倉吉市・東伯郡	5,140	3,710	3,250	5,086	6,900	4,970	4,350	5,300	
西 部	米子市・境港市 西伯郡・日野郡	4,900	3,540	3,100	5,084	6,500	4,680	4,100	5,300	
計		12,800	9,240	8,100	5,083	16,600	11,952	10,470	5,300	
										55,450

III 近代的な酪農経営方式の指標

方 式 名	1 飼養頭数規模 (経産牛頭数)	2 酪農部門投下労働 時間当たり生乳生産量	3 経産牛1頭当たり 飼養管理労働時間	4 飼料作10アール 当たり労働時間	5 飼料作10アール当たり 養分生産量(TDN換算)	6 飼料自給率 (TDN換算)	7 備 考
複合水田酪農経営	15頭以上	35.1kg以上	137.9時間以下	16.5時間以下	1,498kg以上	60%以上	
専業畑地酪農経営	30	44.8	104.4	19.7	2,002	60	

IV 乳牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 区域別乳牛の飼養構造

区域名	現 (53年2月)		在 在 (53年2月)		目 標 (65年)								
	総農家数 (A)	飼養農家数 (B)	乳牛頭数 (C)	未経産牛頭数 (D)	普及率 (B)/(A)	経産牛率 (C)/(D)	1戸当たり 飼養頭数 (D)/(B)	飼養農家 戸数 (B)	乳牛頭数 (C)	未経産牛頭数 (D)	計(D)	経産牛率 (C)/(D)	1戸当たり 飼養頭数 (D)/(B)
東部	19,600	190	1,750	1,010	0.97%	63.4%	14.5	145	2,020	1,180	3,200	63.1%	22.1
中部	13,485	600	3,250	1,890	4.45%	63.2%	8.7	430	4,350	2,550	6,900	63.1%	16.0
西部	17,774	660	3,100	1,800	3.71%	63.3%	7.4	465	4,100	2,400	6,500	63.1%	14.0
計	50,859	1,450	8,100	4,700	2.85%	63.3%	8.8	1,040	10,470	6,130	16,600	63.1%	16.0

2 頭数規模別乳牛飼養構造

項目	飼養農家数(戸)	子牛のみ飼養戸数(戸)	成牛飼養頭数規模別戸数						飼養頭数(B)頭	1戸当たり飼養頭数(B)(A)頭		
			1~4頭	5~9	10~14	15~19	20~29	30~49			50~	計
現在(53年2月)	1,450	90	700	330	130	80	74	40	6	1,360	12,800	8.8
目標(65年)	1,040	40	200	190	160	160	160	100	30	1,000	16,600	16.0

V 飼料の自給度の向上に関する事項

1 飼料生産計画

区域名	区分	現在 (53年)						目標 (65年)									
		飼料生産面積及び生産量			乳牛1頭当たりの生産量			飼料生産面積及び生産量			乳牛1頭当たりの生産量						
		田	畑	計	野草地	稲わら	計	田	畑	計	野草地	稲わら	計				
東部	面積(ha)	511	160	0	231	902	50	—	34.5 a	562	156	0	296	1,014	50	—	33.3 a
	生産量(t)	19,220	4,685	0	6,770	30,675	750	503	11,568 kg	28,131	7,846	0	12,425	48,402	750	400	15,485 kg
中部	TDN換算量(t)	2,306	562	0	812	3,680	90	186	1,434 kg	3,657	1,020	0	1,615	6,292	90	148	2,041 kg
	面積(ha)	922	651	6	50	1,627	38	—	32.4 a	1,619	599	0	107	2,325	38	—	34.2 a
西部	生産量(t)	34,814	23,773	227	1,838	60,652	570	938	12,093 kg	80,985	29,954	0	4,732	115,671	570	724	16,951 kg
	TDN換算量(t)	4,178	2,853	27	220	7,278	68	347	1,497 kg	10,528	3,894	0	615	15,037	68	288	2,228 kg
計	面積(ha)	819	517	111	96	1,543	0	—	31.5 a	1,316	619	191	105	2,231	0	—	34.3 a
	生産量(t)	32,468	21,604	4,679	4,049	62,800	0	894	12,999 kg	65,808	30,969	8,172	4,474	109,423	0	694	16,941 kg
計	TDN換算量(t)	3,896	2,593	561	486	7,536	0	331	1,606 kg	8,555	4,026	1,062	582	14,225	0	257	2,228 kg
	面積(ha)	2,252	1,328	117	377	4,074	88	—	32.5 a	3,497	1,374	191	508	5,570	88	—	34.1 a
計	生産量(t)	86,502	50,062	4,906	12,657	154,127	1,320	2,385	12,327 kg	174,924	68,769	8,172	21,631	273,496	1,320	1,818	16,665 kg
	TDN換算量(t)	10,380	6,008	588	1,518	18,494	158	864	1,523 kg	22,740	8,940	1,062	2,812	35,554	158	673	2,192 kg

2 草地改良計画

区 域 名	現在 (58年) 草 地 面 積			区域内草地改良 可 能 面 積	現在から目標までの事業実施面積		
	補 助 事 業	そ の 他	計		補 助 事 業	そ の 他	計
東 部	302.9ha	0ha	302.9ha	1,779.1ha	89.2ha	0ha	89.2ha
中 部	50.3	0	50.3	240.1	110.0	0	110.0
西 部	106.7	0	106.7	294.5	163.7	0	163.7
計	459.9	0	459.9	2,513.7	362.9	0	362.9

VI 集乳及び乳業の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

現在の年間集乳量は43,691tで、このうち約60%がミルクタンクローリーによる集乳で集乳所は5か所、クレーンソーシヨンは4か所である。酪農団体は専門農協1、農協連合会1、任意組合1の3団体があり、集乳組織は専門農協1、農協連合会2、任意組合1の4系統に分れている。集乳路線は酪農団体の地域における錯綜により倉吉市、東伯郡、西伯郡、米子市の一部で重複している。

今後は、生乳生産量の増大に伴い集乳量は増加し昭和65年度には53,800tに達すると見込まれることから集送乳施設の整備充実並びに集送乳路線の整備を図り集送乳の合理化に努める。

(1) 集送乳の合理化

バルククレーターの普及率を高めるとともに、ミルクタンクローリー(計量機付)の導入を行つてトラック集乳とローリー集乳の重複路線を解消し、ミルクタンクローリーによる集乳を進める。

また、集送乳量の増大に伴い既存のクレーンソーシヨンの施設の整備充実を図り、生乳の品質保持と集送乳の合理化に努める。

(2) 集送乳体制の整備

指定生乳生産者団体の整備強化を進めるとともに、生乳需給について関係団体との調整を図り、集送乳体制の整備に努める。

地域名	現在 (53年)				目標 (65年)											
	集乳所 1集乳 所当た り乳量	クーラー マシン 数	1クー ラ マ シ ン 当 り 乳 量	ミル ク タ ン ク ロ ー 数	集乳 kg/日	新設 数	現 況 の 縮 小 数	総 数	1集 乳 所 当 た り 乳 量	クー ラ マ シ ン 当 り 乳 量	現 況 の 縮 小 数	総 数	1ク ー ラ マ シ ン 当 り 乳 量	ミ ル ク タ ン ク ロ ー 数	1ミ ル ク タ ン ク ロ ー 当 り 乳 量	
東部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中部	5(5)	730	1(1)	47,750	5	—	—	5(5)	920	—	—	—	59,900	9	5,420	
西部	—	—	2(2)	7,900	10(4)	—	—	—	—	—	2(2)	—	10,800	12(3)	4,640	
計	5(5)	730	4(4)	22,230	19(5)	—	—	5(5)	920	—	4(4)	—	27,500	27(4)	5,480	

(注) 1 中部は中山町の一部を含む。

- 2 集乳所欄の( )はバルククーラーを設置しているもの。(内数)
- 3 クーラーマシン数欄の( )は専従の技術者数であるもの。(内数)
- 4 ミルクタンクローリー数欄の( )は送乳用(おおむね100km以上)のもの。(内数)

2 乳業の合理化

現在の乳業者数は10業者で、このうち酪農専門農協は乳製品加工施設と市乳工場2か所を保有し、他の9業者は市乳及び乳飲料を製造している。これらの工場の年間処理量は約35,000tでこのうちの約30,000tを飲用牛乳として処理し県内に供給するとともに京阪神地区へ市乳として移出している。また乳製品の加工は不需要期の余乳処理と県外からの製造委託が主で、約5,000tが処理されている。

今後は、生乳生産量の伸びに伴い処理量が増加し、昭和65年度には47,000tに達するものと見込まれるが、飲用需要の増大を背景として43,000t



西部	山陰明治牛乳株式会社 有限会社熊野屋牛乳処理場 三由乳業有限会社 山本精乳舎	19,950kg/日	飲用牛乳等 21,240ℓ/日 排水処理施設 活性汚泥法 BOD 30min以下 300mg/日 1基 活性汚泥法 BOD 120min以下 18mg/日 1基	飲用牛乳等 85,200ℓ/日
計		95,830kg/日	飲用牛乳等 89,120ℓ/日 粉 1,400kg/日 れ 890kg/日 バ タ 一 80kg/日	飲用牛乳等 123,200ℓ/日 粉 1,400kg/日 れ 1,750kg/日 バ タ 一 40kg/日

VII その他酪農の近代化を図るために必要な事項

1 指導組織の整備

県の酪農関係指導機関並びに酪農団体の指導部門の強化を図るとともに、その連係に努め指定生産者団体を中心とした指導の一元化を推進する。

2 乳牛能力の向上

県有優良種雄牛並びに家畜改良事業団の検定済種雄牛の凍結精液の広域利用による計画交配と種雄牛の能力検定の推進による選抜とう汰を中心とした改良を進め、経済性の高い高能力牛の増殖を図る。

3 家畜保健衛生施設の整備

家畜保健衛生所並びに家畜病性鑑定所の整備を図るとともに、家畜産物衛生指導協会および家畜診療機関との連係を強化して疾病の発生予防と適確な診断治療に努める。

4 道路の整備

タンクローリーでの集乳範囲の拡大にとまわらない、大型自動車の進入が可能となるよう道路の補修整備に努める。



## 5 その他必要な事項

- (1) 山林原野等未利用地の効率的活用を図るとともに水田利用再編対策による水田への飼料作物の作付推進ならびに団地化の促進に努め、さらに水田裏への飼料作物作付を推進して自給率の向上による生用費の低減に資する。
- (2) 飼料作物栽培管理技術、飼養管理技術等の確立、普及を図るため試験研究の充実に努める。
- (3) 酪農の土地基盤確保に努める。
- (4) 新農業構造改善事業、その他基盤整備事業等の円滑な実施により酪農経営の合理化を図る。
- (5) 公共育成牧場の整備を図り、優良な後継牛の供給と育成部門経費の軽減に努める。
- (6) 乳用雄子牛ならびに乳雌肉転牛の肥育によつて付加価値を高めて販売する乳肉一貫体系の経営を育成する。
- (7) 酪農農家と耕種農家の連携を強め、きゆう肥の土地還元を推進し地力の増強と酪農経営の環境整備に努める。
- (8) 学校給食用牛乳供給事業における土曜飲用並びに中学校における300cc飲用の推進等飲用牛乳の消費拡大に努める。